

第百四十五回国
参議院総務委員会
會議録第十二号

平成十一年五月二十七日(木曜日)
午後零時十一分開会

委員の異動

五月二十一日

辞任

清水嘉与子君

川橋 幸子君

小宮山洋子君

峰崎 直樹君

但馬 久美君

入澤 肇君

堂本 曉子君

五月二十五日

辞任

清水 澄子君

五月二十六日

辞任

足立 良平君

五月二十七日

辞任

直嶋 正行君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

真鍋 賢二君

足立 良平君

松田 岩夫君

今井 澄君

日笠 勝之君

月原 茂皓君

椎名 素夫君

補欠選任

山本 正和君

補欠選任

直嶋 正行君

補欠選任

松崎 俊久君

補欠選任

竹村 泰子君

海老原義彦君

佐藤 泰三君

江田 五月君

月原 茂皓君

椎名 素夫君

石井 道子君

岡 利定君

鴻池 祥肇君

国務大臣

国務大臣
(総務庁長官)

政府委員

人事院総裁
総務庁人事局長

事務局側

常任委員会専門員

森田 次夫君

矢野 哲朗君

今井 澄君

松崎 俊久君

松田 岩夫君

浜田 敏子君

日笠 勝之君

阿部 幸代君

吉川 春子君

山本 正和君

太田 誠一君

中島 忠能君

中川 良一君

志村 昌俊君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(竹村泰子君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、但馬久美さん、入澤肇さん、峰崎直樹さん、堂本曉子さん、小宮山洋子さん、川橋幸子さん及び清水嘉与子さんが委員を辞任され、その補欠として日笠勝之さん、月原茂皓さん、今井澄さん、椎名素夫さん、松田岩夫さん、足立良平さん及び真鍋賢二さんが選任されました。

また、去る二十五日、清水澄子さんが委員を辞

任され、その補欠として山本正和さんが選任されました。

また、昨二十六日、足立良平さんが委員を辞任され、その補欠として直嶋正行さんが選任されました。

また、本日、直嶋正行さんが委員を辞任され、その補欠として松崎俊久さんが選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に月原茂皓さん及び椎名素夫さんを指名いたします。

○委員長(竹村泰子君) 国家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。太田総務庁長官。

○国務大臣(太田誠一君) ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高齢社会の到来及び年金制度の改革に対応して、六十歳台前半の生活を雇用と年金の連携により支えることが官民共通の課題となっております。公務部門におきましても、国家公務員の六十歳台前半における雇用に積極的に取り組むとの平成六年三月二十五日の閣議決定を踏まえ、関係行

政機関において検討を行ってまいりました。さらに、昨年五月十三日には、人事院が国会及び内閣に対して、新たな再任用制度を導入するための国家公務員法等の改正に関する意見の申し出を行いました。

また、第百四十回国会で成立した国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の附帯決議において、政府及び人事院に対し、出向し復帰した職員に対する懲戒処分あり方について検討が求められていたところであり、昨年九月二十五日には、人事院が国会及び内閣に対し懲戒制度の整備に関する意見の申し出を行いました。

この法律案は、これらを踏まえ、定年退職者等が公務において培った知識、経験を活用できるようにするため、一般職の国家公務員の新たな再任用制度を導入するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るために必要な措置を講じるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、新たな再任用制度の導入について申し上げます。

第一に、一般職の国家公務員につきまして、定年退職等により退職した者の中から、一年以内の任期を定めて改めて採用できることとし、任用される者の年齢の上限は、平成十三年度からは六十一歳とし、以下、共済年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて段階的に引き上げ、最終的に平成二十五年度には六十五歳とすることとしております。

第二に、この新たな再任用において、週四十時間のフルタイム勤務に加え、週十六時間から三十二時間の範囲内で勤務する短時間勤務の形態を設定することとしております。

第三に、再任用された職員の給与については、

昇給は行わないなど定年前の職員とは異なる枠組みとし、再任用される標準的なケースにおいて民間企業の六十歳前半の雇用者の給与水準と均衡するよう水準を設定することとしております。また、特別給については、支給割合を定年前より引き下げるほか、諸手当について、生活関連や人材確保のための手当は不支給とするなどの特例を設定することとしております。

第四に、再任用された後の期間についての退職手当は不支給とすることとしております。

第五に、国立大学の教員について、国家公務員法に基づく再任用制度を適用し、その場合における任期の設定方法の特例を設けるとともに、教員の定年制度に係る規定の整備を行うこととしております。

次に、懲戒制度の整備について申し上げます。地方公務員、公庫等一定の法人に使用される者等となるため職員が退職し、その後再び職員として採用された場合、あるいは定年等により退職した職員が新たな再任用制度により採用された場合におきまして、退職前の職員としての在職期間中に懲戒事由に該当する行為を行っていたときは、これに対し懲戒処分を行うことができることとしております。

その他、関連法令について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(竹村憲子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員法等の一部を改正する法律案

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の四を次のように改める。

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二

第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができ。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができ。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第三章第六節第一款第二目中第八十一条の五を第八十一条の六とし、第八十一条の四の次の一条を加える。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない

い範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものに占める職員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるとする。

第八十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条に次の一項を加える。

職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退

職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員をい」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。並びに」を加える。

第二条の二第一項中「職員」の下に「再任用職員及び」を加える。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

II 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の俸

給は、再任用された職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退

給月額は、第六條の二及び前條第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十二條第二項第二号中「掲げる額」の下に「（再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」を加える。

第十六條第一号中「除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十九條の四中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「前項を第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第十九條の七第二項後段を次のように改める。

この場合において、各庁の長又はその委任

を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員
当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額

第十九條の七第四項中「第十九條の四第四項」を「第十九條の四第五項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第十九條の八中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「前項を第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

第十九條の九第二項中「号俸」の下に「（再任用職員にあつては、職務の級）を加える。

第十九條の十に次の一項を加える。

4 第十條の三から第十一條の二まで、第十一條の四から第十一條の九まで、第十二條の二、第十三條の二及び第十三條の三の規定は、再任用職員には適用しない。

第二十二條第一項中「職員」の下に「（再任用短

時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
398,700	417,000	445,800	494,200		
404,200	421,500	449,900	498,700		
407,900	425,300	453,900	503,000		
411,600	429,100	457,900			
415,200	432,900	461,700			
418,800	436,700	465,500			
422,400	440,400				
426,000					
429,600					
302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

し、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円と

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員 の 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 188,500	円 223,600	円 241,600
	2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800
	3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100
	4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900
	5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700
	6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500
	7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300
	8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000
	9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700
	10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200
	11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500
	12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200
	13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900
	14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300
	15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200
	16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300
	17		245,800	292,200	347,200	367,500
	18		248,700	295,900	350,700	371,000
	19		250,700	299,300	354,200	374,200
	20			301,800	356,600	377,200
	21			303,900	359,000	379,900
	22			306,000	361,400	382,600
	23			308,100	363,800	385,300
	24			310,200	366,200	388,000
	25			312,300	368,600	390,700
	26			314,300	370,900	393,500
	27			316,300	373,200	
	28			318,300	375,600	
	29			320,300		
	30			322,300		
	31			324,300		
	32			326,300		
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただ
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

□ 行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	167,600	186,600	204,900	231,900	261,000
	2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
	3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
	4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
	5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
	6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
	7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
	8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
	9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
	10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
	11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
	12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
	13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
	14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
	15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
	16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
	17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
	18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
	19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
	20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
	21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
	22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
	23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
	24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
	25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
	26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
	27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
	28	232,000	277,200	310,400	328,400		
	29	234,000	278,900	312,400	330,600		
	30	236,000	280,600	314,400	332,800		
	31	237,900	282,300	316,400	335,000		
	32	239,700	284,000				
	33		285,700				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員 の 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 224,800	円 273,500	円 311,600	円 340,300	円 380,200	円 430,100
	2	158,400	236,000	285,300	324,400	352,700	392,800	444,800
	3	165,200	247,300	297,300	336,100	365,100	405,400	459,500
	4	174,800	258,600	309,200	346,800	377,200	418,000	474,300
	5	182,000	269,600	320,900	357,500	389,100	430,700	488,800
	6	189,600	280,100	332,500	367,500	401,000	443,100	503,200
	7	196,700	290,600	342,600	377,200	412,900	455,300	517,500
	8	204,000	301,000	352,500	386,900	424,900	466,900	531,800
	9	211,300	311,400	362,100	396,600	436,800	478,300	546,100
	10	219,200	321,500	371,600	406,300	448,000	489,400	560,400
	11	227,300	329,600	380,900	416,000	458,200	499,200	571,800
	12	235,000	337,200	390,000	425,200	468,000	508,200	579,200
	13	242,400	344,900	398,800	433,600	476,000	515,800	586,300
	14	249,100	351,900	405,900	439,800	482,800	522,900	592,500
	15	255,600	357,000	411,800	445,800	489,500	527,500	597,300
	16	262,000	360,500	415,300	449,900	494,200		
	17	267,700	363,400	418,800	453,900	498,700		
	18	273,000	365,900	422,300	457,900	503,000		
	19	278,100	368,400	425,900	461,700			
	20	283,300	370,900	429,500	465,500			
	21	288,000	373,400	433,100				
	22	292,200	375,900	436,700				
	23	295,900						
	24	299,300						
	25	301,800						
再任 職員		215,900	260,500	311,900	347,400	378,000	413,800	468,400

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 293,400	円 313,700	円 335,500	円 368,300	円 405,100	円 445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					
334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,600

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。

った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職員 再任用職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	216,800	253,300	273,000
	2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
	3	159,600	205,400	231,900	271,500	291,500
	4	167,000	212,600	239,300	280,700	300,900
	5	174,400	218,300	246,800	289,900	310,100
	6	182,000	223,000	254,300	299,200	319,300
	7	190,800	227,700	261,700	308,300	328,500
	8	198,100	232,500	267,700	317,000	337,600
	9	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500
	10	203,800	239,300	279,400	334,000	355,100
	11	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300
	12	207,900	245,200	290,400	349,600	368,600
	13	209,700	248,200	294,800	355,100	374,500
	14	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300
	15		253,300	302,400	363,500	385,600
	16			305,800	367,200	390,400
	17			308,000	370,000	394,100
	18				372,600	397,500
	19				375,000	400,900
	20				377,300	403,800
	21				379,600	406,500
	22				381,800	
	23				384,000	
	24					
再任用職員		166,600	210,200	237,700	283,600	303,900

備考（一） この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					
334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,600

で人事院規則で定めるものに適用する。

った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用 職員以外 の職員	1	円	円	円	円	円	円
	2	160,000	175,700	183,100	202,600	236,200	273,600
	3	166,700	183,100	192,400	210,900	244,500	282,900
	4	173,900	192,400	202,400	219,400	253,700	292,300
	5	181,100	202,400	210,000	226,900	263,000	301,700
	6	189,800	210,000	217,600	234,400	272,300	311,200
	7	199,700	217,600	225,000	242,000	281,500	320,300
	8	207,300	225,000	231,800	249,900	290,900	329,400
	9	214,700	231,800	239,100	258,200	300,300	338,400
	10	222,000	239,100	247,000	266,300	309,600	347,400
	11	228,800	247,000	254,900	274,500	318,200	356,200
	12	236,100	254,000	263,000	282,600	326,800	364,500
	13	244,000	262,000	271,100	290,900	335,300	372,700
	14	251,000	270,000	279,200	298,800	343,700	380,700
	15	259,000	277,900	287,300	306,800	351,800	388,700
	16	267,000	285,800	294,900	315,000	359,200	396,600
	17	274,400	293,100	302,400	323,500	366,900	403,900
	18	281,300	300,400	309,900	331,900	374,900	411,200
	19	287,800	307,400	317,300	340,000	382,900	417,200
	20	294,500	314,200	324,600	347,400	390,800	423,200
	21	301,100	321,000	331,800	355,000	398,100	427,000
	22	307,300	327,700	338,800	363,000	405,400	430,200
	23	313,800	334,100	345,800	371,000	411,400	433,300
	24	319,900	340,600	352,800	378,900	417,400	436,600
	25	325,700	347,300	359,700	386,200	421,200	439,900
	26	331,600	354,000	366,500	393,500	424,400	442,900
	27	337,500	360,300	372,800	399,500	427,500	446,100
	28	342,600	366,000	378,500	405,500	430,700	
	29	346,300	371,000	383,600	409,300	433,900	
	30	350,200	375,500	388,700	412,500	436,900	
	31	354,200	380,200	391,800	415,600	439,900	
	32	358,100	383,000	394,700	418,800		
	33	360,700	385,700	397,500	422,000		
	34		388,400	400,300	425,000		
	35		391,000	403,100	427,900		
	36		393,700	405,900			
	37			408,700			
再任用 職員		249,400	259,900	263,200	269,800	285,100	314,200

- 備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員
（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとな
206,400円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 293,400	円 313,700	円 335,500	円 368,300	円 405,100	円 445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					
334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,600

人事院規則で定めるものに適用する。

った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

ロ 公安職俸給表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
任用 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 216,800	円 253,300	円 273,000
	2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
	3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500
	4	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900
	5	175,700	218,300	246,800	289,900	310,100
	6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300
	7	191,400	229,400	261,700	308,300	328,500
	8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600
	9	202,500	239,600	275,200	325,600	346,500
	10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100
	11	210,900	248,900	288,200	342,100	363,100
	12	214,900	254,100	294,000	349,600	370,900
	13	218,600	259,300	299,600	356,200	378,500
	14	222,000	264,400	305,100	361,600	386,000
	15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600
	16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000
	17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900
	18	234,900	280,800	324,100	377,500	406,700
	19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200
	20	239,900		330,000	383,200	413,400
	21	241,900		332,000	386,100	416,300
	22			334,000	388,400	419,000
	23			336,000	390,700	
	24			338,000	393,000	
	25			340,100		
	26			342,100		
再任用 職員		174,200	217,600	246,400	285,900	307,000

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	164,800	218,800	256,200	308,500	336,900	375,400	463,100
	3	174,300	227,500	265,300	322,400	348,500	389,000	476,100
	4	184,100	236,400	275,000	335,600	360,100	402,500	489,000
	5	193,900	244,200	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600
	6	204,400	252,100	299,300	358,300	383,200	438,000	514,100
	7	215,100	259,600	313,000	369,700	394,300	455,200	526,100
	8	221,800	267,200	326,100	381,100	408,600	467,500	537,700
	9	228,100	275,100	334,700	392,200	422,600	479,400	548,200
	10	232,700	282,400	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700
	11	236,400	289,500	351,900	414,200	445,600	501,600	564,900
	12	240,300	295,900	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000
	13	244,200	301,700	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700
	14	248,100	307,500	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100
	15	251,400	312,200	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800
	16	254,600	316,800	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400
	17	257,900	321,200	411,500	459,400	488,300	545,700	
	18	261,000	324,300	402,300	463,000	492,400	549,800	
	19	263,000	327,400	405,500	466,500	496,500	553,900	
	20			408,500	470,000	500,600	558,000	
	21			414,500	477,200	508,300		
	22			417,500	480,800	512,100		
	23			420,500	484,400	516,000		
	24			423,500	488,000			
	25			426,600	491,700			
	26			429,700				
	27			432,800				
再任用職員		225,400	257,100	298,200	351,600	378,800	418,800	492,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職	1	円	円	円	円	円	円
	2	139,600	175,000	206,300	234,000	267,000	300,200
	3	143,500	182,900	213,200	241,400	275,200	308,500
	4	148,400	191,600	219,600	249,200	283,900	316,800
	5	154,300	199,200	226,600	258,000	292,000	325,100
	6	160,200	205,800	233,900	266,600	299,200	333,500
	7	167,100	212,300	241,300	274,700	306,100	342,400
	8	174,700	217,800	249,100	282,900	312,700	351,000
	9	181,900	224,100	257,700	289,700	319,300	359,300
	10	190,200	230,400	266,200	296,300	325,500	367,300
	11	197,800	237,000	274,100	302,800	331,600	375,400
	12	204,200	243,600	281,700	309,000	337,500	383,500
	13	210,600	249,700	288,300	314,800	343,300	391,200
	14	216,000	256,200	294,700	320,000	349,100	398,800
	15	221,300	262,500	301,000	325,200	354,500	406,000
	16	226,600	268,300	306,700	329,800	359,500	412,400
	17	231,800	274,100	312,200	334,100	364,400	418,500
	18	236,700	279,600	316,800	337,900	368,800	424,600
	19	241,800	285,100	321,300	341,400	372,700	430,500
	20	246,300	289,900	325,600	344,900	375,800	436,300
	21	249,600	293,800	329,400	348,000	378,800	441,500
	22	252,600	296,600	332,100	351,100	381,800	446,400
	23	254,600	299,400	334,800	353,400	384,800	450,800
	24		301,800	337,400	355,700	387,800	454,500
	25		303,900	339,700	358,000	390,800	
	26		305,700	341,800	360,300	393,700	
	27		307,500	343,800	362,600	396,600	
	28		309,300	345,800	364,900	399,500	
	29		311,100	347,800	367,300		
	30			349,800	369,700		
	31			351,800			
再任 職員		219,800	235,200	241,500	265,800	297,700	336,100

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 再任用職員以外		円	円	円	円	円
	1	—	—	259,100	292,700	376,800
	2	164,200	207,100	272,200	308,000	392,500
	3	172,300	216,100	285,300	323,400	405,300
	4	182,600	225,400	299,300	338,800	418,000
	5	193,500	234,900	313,400	354,400	430,400
	6	201,300	244,500	327,500	369,900	442,400
	7	208,900	257,500	341,200	385,300	454,400
	8	216,700	270,400	354,800	396,800	466,300
	9	225,200	283,300	368,400	407,800	478,000
	10	234,800	295,400	378,600	417,800	489,700
	11	242,900	307,600	388,800	427,100	501,500
	12	251,700	319,600	398,700	435,900	513,200
	13	260,000	327,700	407,600	444,600	525,000
	14	268,000	334,800	416,300	452,500	536,700
	15	275,500	341,700	424,300	460,300	547,500
	16	282,900	348,400	432,000	467,800	557,000
	17	289,700	355,000	439,500	474,500	566,500
	18	296,300	361,100	446,900	480,600	575,800
	19	302,800	367,200	453,300	486,500	585,000
	20	308,900	373,100	458,600	492,400	593,600
	21	314,800	378,800	463,500	498,100	600,100
	22	319,900	384,500	466,800	503,600	605,200
	23	324,700	389,500	470,100	508,900	610,000
	24	329,300	393,800	473,400	513,100	
	25	333,000	396,900	476,600	516,600	
	26	336,300	399,900	479,800	520,100	
	27	339,500	402,900	483,000		
	28	342,400	405,800	486,200		
	29	344,700	408,700			
	30	346,900	411,600			
	31	349,100	414,500			
	32	351,300	417,400			
	33	353,400	420,400			
	34	355,600	423,400			
	35	357,800				
	36	360,000				
	37	362,200				
	38	364,600				
再任用職員		246,200	296,800	313,600	347,000	431,900

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職 以外職員		円	円	円	円
	1	—	—	318,900	417,400
	2	150,400	195,100	332,900	427,600
	3	156,900	202,100	346,500	437,500
	4	164,200	209,500	357,000	447,400
	5	172,300	217,100	367,400	457,200
	6	181,500	225,100	378,000	466,500
	7	191,600	236,400	388,100	475,700
	8	198,400	248,300	398,100	484,600
	9	205,400	260,400	408,000	493,900
	10	212,200	273,300	417,500	503,200
	11	219,500	286,400	426,700	513,500
	12	227,100	299,800	435,800	522,900
	13	235,500	313,800	444,500	531,600
	14	243,400	327,700	452,600	539,200
	15	251,400	340,700	460,600	543,800
	16	259,600	350,900	468,500	
	17	267,600	361,100	476,900	
	18	275,500	371,200	485,300	
	19	283,300	380,800	493,500	
	20	290,300	390,300	501,700	
	21	297,000	399,500	509,900	
	22	303,300	407,700	516,900	
	23	309,500	415,300	521,100	
	24	315,500	422,800		
	25	321,500	430,000		
	26	327,400	436,700		
	27	333,200	442,500		
	28	338,800	448,100		
	29	344,100	453,200		
	30	348,100	457,800		
	31	351,300	462,300		
	32	354,400	466,700		
	33	357,400	469,700		
	34	359,500			
	35	361,600			
	36	363,600			
	37	365,500			
	38	367,400			
	39	369,600			
	40	371,800			
再任 職員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円	円	276,800	412,300
	2	150,400	166,400	290,700	421,400
	3	156,900	174,800	304,800	430,200
	4	164,200	184,000	318,900	439,000
	5	172,300	195,100	332,900	447,500
	6	181,500	202,100	346,500	455,600
	7	191,600	209,500	357,000	463,600
	8	198,400	217,100	367,400	471,100
	9	205,300	225,100	377,800	478,400
	10	212,000	236,400	386,900	485,300
	11	218,900	248,300	395,600	492,600
	12	226,000	260,400	404,100	499,900
	13	233,700	273,300	412,400	506,600
	14	241,200	286,400	420,400	511,900
	15	248,400	299,800	428,300	516,000
	16	255,500	313,800	435,900	
	17	262,300	327,700	443,100	
	18	268,900	340,700	450,100	
	19	275,500	350,900	456,900	
	20	281,600	360,900	463,200	
	21	287,000	370,900	468,800	
	22	292,100	379,400	473,700	
	23	296,900	387,800	478,100	
	24	301,300	395,700	481,900	
	25	304,800	402,900	485,100	
	26	308,300	409,600	488,100	
	27	311,800	415,500		
	28	314,400	421,100		
	29	316,300	426,400		
	30	318,200	431,400		
	31	320,100	436,400		
	32	322,000	440,700		
	33	323,900	445,000		
	34		449,300		
	35		453,000		
	36		455,600		
再任 職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考（一） この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	208,300	259,100	323,400	466,200
	2	173,100	216,700	272,200	338,800	477,900
	3	184,000	225,700	285,300	354,400	489,500
	4	195,500	235,100	299,600	369,900	501,100
	5	207,100	244,600	313,900	385,300	512,700
	6	214,100	257,500	328,200	396,800	524,600
	7	221,800	270,400	343,700	407,800	536,300
	8	229,600	283,300	359,100	419,100	547,200
	9	237,700	296,400	374,500	430,400	556,700
	10	246,000	309,500	385,900	442,400	566,200
	11	254,700	322,700	396,900	454,400	575,500
	12	263,300	335,900	407,700	466,300	584,700
	13	271,600	349,100	417,700	478,000	593,200
	14	279,500	362,200	427,100	489,600	599,900
	15	287,400	371,400	435,700	501,200	605,000
	16	294,800	380,600	444,100	512,800	609,800
	17	302,200	389,800	451,800	524,700	
	18	309,000	398,200	459,400	533,500	
	19	315,500	406,600	465,900	539,000	
	20	321,300	414,700	471,600	544,400	
	21	326,700	422,700	477,100	550,300	
	22	331,700	430,400	482,200	556,100	
	23	336,700	438,000	487,200	561,700	
	24	341,200	444,500	492,200	566,400	
	25	345,500	450,200	495,800	570,700	
	26	349,000	455,700	499,400		
	27	351,700	460,800	502,900		
	28	354,200	465,800			
	29	357,100	470,800			
	30	359,900	474,400			
	31	362,700	477,800			
	32	365,300	481,100			
	33	367,900				
	34	370,500				
	35	373,200				
	36	375,900				
	37	378,600				
再任 職員		259,300	311,100	337,100	416,900	498,300

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	261,500	304,100	350,600
	2	137,400	187,600	275,100	318,300	363,200
	3	141,800	197,700	288,700	332,600	375,900
	4	147,000	206,800	302,300	346,900	388,600
	5	153,400	216,000	316,200	358,000	401,000
	6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
	7	169,800	237,500	344,100	378,500	427,300
	8	178,900	249,500	354,400	388,300	441,300
	9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
	10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
	11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
	12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
	13	218,300	299,600	394,400	434,700	507,700
	14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,900
	15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
	16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
	17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,600
	18	256,400	334,000	423,600	475,100	566,400
	19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
	20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
	21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
	22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
	23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,300
	24	290,200	366,300	448,400		
	25	295,100	369,300	451,900		
	26	299,000	372,300			
	27	302,800	375,300			
	28	305,800	378,300			
	29	308,400	381,300			
	30	310,600				
	31	312,800				
	32	315,000				
再任 職員		223,400	271,300	306,800	351,200	409,300

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 303,200	円 355,500	円 438,600
	2	241,000	319,800	372,800	451,900
	3	251,200	336,400	390,000	464,300
	4	266,700	353,200	407,200	476,500
	5	283,100	370,100	420,300	488,300
	6	299,400	387,200	433,700	500,000
	7	315,200	404,300	446,700	511,200
	8	331,000	417,300	459,000	521,900
	9	346,300	429,000	470,900	532,600
	10	359,500	439,900	482,100	542,800
	11	372,600	449,800	493,100	552,900
	12	385,400	459,200	504,000	562,300
	13	394,900	468,500	514,300	571,200
	14	404,000	477,600	524,500	580,100
	15	411,600	486,700	533,500	588,800
	16	416,400	495,600	542,500	597,500
	17	421,100	502,100	551,400	605,700
	18	424,000	507,500	558,500	612,400
	19		512,100	565,300	617,700
	20		515,800	570,200	622,500
	21		519,600	575,100	
	22		523,400	579,900	
	23		527,000	584,200	
	24		530,600	588,500	
再任 職員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100
	2	141,900	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400	430,600
	3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
	4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,600
	5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100	468,000
	6	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
	7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
	8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300	505,400
	9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
	10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600	531,100
	11	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700	539,100
	12	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000	546,500
	13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800	553,400
	14	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500	560,200
	15	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400	565,600
	16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800	570,100
	17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100	
	18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900		
	19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700		
	20	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500		
	21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800			
	22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400			
	23	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000			
	24		303,400	365,000	389,500				
	25		305,300	367,400	392,000				
	26		307,200	369,600	394,700				
	27		309,200	371,800	397,500				
	28		311,200	374,000					
	29			376,300					
	30			378,700					
再任 職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800	452,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
	2	155,300	182,700	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
	3	160,900	191,300	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
	4	166,900	200,700	248,800	271,900	307,300	349,400	389,500
	5	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
	6	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
	7	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	426,300
	8	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
	9	204,200	232,600	286,400	311,800	350,000	399,500	449,600
	10	209,500	240,500	294,200	320,000	357,800	409,700	460,600
	11	214,900	248,000	302,000	328,000	365,600	420,100	471,200
	12	220,500	255,500	309,800	335,700	373,300	429,800	480,700
	13	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
	14	232,400	270,400	324,600	350,200	388,800	447,600	497,000
	15	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
	16	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
	17	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
	18	255,600	299,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
	19	261,400	307,000	357,400	383,700	422,200	488,000	525,400
	20	267,000	314,100	363,500	389,600	426,600	492,900	
	21	272,300	321,100	369,600	395,100	431,000	497,100	
	22	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	
	23	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500		
	24	286,300	339,600	385,900	407,800	441,200		
	25	290,500	345,300	390,200	411,200			
	26	294,600	349,400	393,600	414,600			
	27	298,200	353,000	396,700	417,600			
	28	301,600	356,300	399,600	420,200			
	29	304,200	359,100	402,400				
	30	306,400	361,300	405,200				
	31	308,300	363,500	407,700				
	32	310,300	365,600					
	33	312,400	367,600					
	34	314,500	369,700					
	35	316,500	371,800					
	36	318,400	374,100					
	37	320,300	376,500					
	38	322,400	378,900					
	39	324,400						
	40	326,500						
	41	328,500						
再任用 職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400	393,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「以外の職員の下に(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)」を加える。

附則第十七項中「第十九条の四第三項及び第四項を第十九条の四第四項及び第五項に、第十九条の八第四項を第十九条の八第五項に改める。

附則第二十二項中(昭和二十二年法律第百二十号)を削る。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(以下「職員」という。)」を「(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)」に改める。

第四条第一項中(昭和二十二年法律第百二十号)を削り、「期限若しくはを」期限又はに改め、「又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくはは同法第二項の規定により更新された任期の終了を削る。

第五条第一項中「期限若しくはを」期限又はに改め、「又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくはは同法第二項の規定により更新された任期の終了を削る。

第十条第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職し、又は同法第八十一条の三の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌日以後に同法第八十一条の四第一項の規定により採用された者であつたもの及

びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。並びに)を削り、同条第二項、第四項及び第五項中「再任用職員等及びを削り、同条第六項及び第七項中「(再任用職員等を削く。)」を削る。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「要しない職員の下に(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)」を加える。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日まで五日間において、週休日を除くことができる。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第七条第二項中「八日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

第十一条中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加え、「第五条を、第五条

第一項に、「第六条第二項を第六条第二項本文に改める。

第十七条第一項第一号中「二十日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数)」を加える。

第二十三条中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を、「事項については」の下に「第五条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「最高裁判所規則」との下に、「国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」を加え、本則第一号中「第八十一条の五」を「第八十一条の六」に改める。

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。)

ロ 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者又はこれに準ずる者で政令で定めるもの

(教育公務員特例法の一部改正)

第十条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第

一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者」を加える。

第八条の見出しを「(任期)」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(定年)

第八条の二 国立大学の教員に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「評議会の議に基づき学長が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 国立大学の教員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 国立大学の教員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつ」と、同法第八十一条の四第二項(同法第八十一条の五第二項)において準用する場合を含む。中「範囲内」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつ」とする。

第八条の三 公立大学の教員の定年については、評議会の議に基づき学長が定める。

第十一条第一項中(昭和二十二年法律第百一

十号)を削る。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第十一条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第一項中「常勤の講師を講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者に限る。に改正する。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を加える。

第四条 中「昭和二十二年法律第二百二十号)を削る。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十三条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 中「常時勤務に服することを要する講師を講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者に限る。に改正する。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十

六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 第三項中「国家公務員(の下に「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の者を加える。

附則

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条の規定 公布の日

二 第一条 国家公務員法第八十二条の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。及び第八条中裁判所職員臨時措置法本則の改正規定(本則第一号に係る部分を除く。並びに附則第八条第一項及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法附則第四条から第六条までにおいて「新国家公務員法」という。第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の

措置を講ずるものとする。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員(次項において「旧法再任用職員」という。に係る任用(任期の更新を除く。及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八十一条の二、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

(任期の末日に関する特例)

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項(新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

(特定警察職員等に関する特例)

第五条 施行日から平成十九年三月三十一日までの間における新国家公務員法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第一項中「(以下「定年退職者等」という。に」とあるのは、「警察庁の職員であつた者のうち地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第二十五条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である者を除く。以下「定年退職者等」という。に」とする。

2 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第二十五条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項(新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十一年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年

(懲戒処分に関する経過措置)

第六条 新国家公務員法第八十二条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある職員については、当該先の退職の前の職員としての在職期間が、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である職員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある職員については、同日前のこれらの退職の前の職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間には含まれないものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二及び第七條の三中「第十九條の四第四項」を「第十九條の四第五項」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正) 第八條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「第八十二條各号」を「第八十二條第一項各号」に、「因り」を「より」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正) 第九條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二第一項中「同條第四項」を「同條第五項」に、「第十九條の四第四項」を「第十九條の四第五項」に改める。

第十八條の三第二項中「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

第二十三條第七項及び第八項中「第十九條の八第六項」を「第十九條の八第七項」に改める。

第二十五條第三項中「第十九條の四第三項」を「第十九條の四第四項」に改める。

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一七二三号)

二、動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願(第一七二四号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一七三二号)

一、公務員の天下り禁止等に関する請願(第一八四三三号)(第一九一三三号)

第一七二三号 平成十一年五月七日受理 戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田二ノ一〇ノ一 大塚高男外二百八十一名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一七二四号 平成十一年五月七日受理 動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園八ノ二〇ノ二五 竹山茂男外千名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第八七八号と同じである。

第一七三二号 平成十一年五月十日受理 傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 栃木県佐野市若宮上町一四ノ九 寺嶋石蔵外一名

紹介議員 岩崎 純三君

国家補償の精神に基づき傷病恩給及び扶助料は年々改善されているが、今なおすべての要望を満たしてはいない。

ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、恩給年額の改善

1 傷病恩給等の改善については国家補償として

ての恩給の性格並びに社会経済等高齢化に配慮して、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持すること。また、恩給改善の実施時期については総合勘案方式で、年度始めより実施すること。

2 重度重複者の恩給については精神的補償額が余りにも低いと、特別項症の割増率を改善するとともに、第一項症の七割増制限を見直しすべての傷病程度を合算した額に相当する割増率に改めること。

3 特別加給については改善されないまま据え置かれていて増額すること。また、扶養加給を増額するとともに、特別項症に該当した場合及び制度の異なる恩給を併給されたときはそれぞれ三割増にすること。なお、妻を亡くした重度傷病者は三割増を残すこと。

二、恩給の最低保障の改善

1 扶助料の最低保障額については引き続き増額するとともに、公務員扶助料は増加恩給の第六項以上にして特別扶助料及び増加非公死扶助料は同じく第七項以内にする。また、増加非公死扶助料の実質的向上を図るため、増加恩給の五割を特別加算すること。なお、傷病者遺族特別年金は特別扶助料の七十五割にすること。この場合普通扶助料受給権者はその超過分を加算すること。

2 増加恩給に併給されている普通恩給については、短期最低保障十二年以下をすべて同一額にすること。

3 共済の遺族年金については今後、増加非公死扶助料の支給制限を撤廃すること。

第一八四三三号 平成十一年五月十二日受理 公務員の天下り禁止等に関する請願

請願者 三重県伊勢市大世古四ノ二ノ一九 北畠路子外四十九名

紹介議員 畑野 君枝君

政府は、制度改善と行政を執行する機関の民営化の両面から、社会保障や教育など民生部門の

サービスの切捨てを進めている。また、大型プロジェクト中心の公共事業費のばらまきや地方自治体への事務・事業の押し付け、軍事費の増大など、税金の無駄遣いを改めようとしめない。国民生活を軽視したこのような事態が、首相権限の強化を始めとした中央集権化の下で更に進む。「中央省庁等改革基本法」に基づく「行政改革」は国民生活に悪影響を及ぼす危険があり、中止すべきである。今求められているのは組織改革ではなく、「政・官・財」が利権をむさぼる実態を改める、国民重視の行政への転換を目指す改革である。

ついては、次の事項について実現を図られた。

一、「政・官・財」の癒着をなくするため、公務員の「天下り」や企業・団体からの政治献金を禁止すること。また、ガラス張りの行政を早期に実現すること。

第一九一三三号 平成十一年五月十三日受理 公務員の天下り禁止等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市識名一ノ五ノ八 良原正蔵外九百九十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一八四三三号と同じである。